

## 配置予定技術者の確認について

配置予定技術者については、契約前に届出を行う必要があるため、下記の事項に留意の上、入札に参加してください。

### 記

#### 1 あらかじめ準備しておく事項

- (1) 配置予定技術者にかかる監理技術者資格者証番号、氏名、生年月日、有する資格
- (2) 他の工事に既に配置されている場合は、その工事の工事名、発注者、工期等及び本工事に配置できる旨の計画等の作成

#### 2 配置技術者の資格等

- (1) 配置する技術者（以下「配置技術者」という。）は、主任技術者又は監理技術者のいずれかとすること。
- (2) 請負金額が 2,500 万円（建築一式工事の場合は 5,000 万円）以上の場合
  - ア 配置技術者は、工事現場ごとに専任となり、原則として他の工事の配置技術者となることができない。
  - イ 配置技術者は、入札の申込又は入札執行日等の 3 ヶ月前から雇用関係にあること。
- (3) 下請金額の総額が 3,000 万円（建築一式工事の場合は 4,500 万円）以上の下請契約を締結する可能性がある場合は、監理技術者を配置すること。

#### 3 落札者の遵守事項

- (1) 落札の宣言（落札決定通知）を受けた者（以下「落札者」という。）は、その日から 10 日以内に契約を締結すること。
- (2) 入札終了後、「配置予定技術者届出書」に必要事項を記載の上、必ず落札の宣言を受けた日の翌日までに提出すること。
- (3) 資格者証を持っていない者（主任技術者）を配置する場合には、所属及び資格を証する書類（社員証、社会保険関係書類、資格の合格証書等）の写しを提出すること。提出のないときは、契約の意思がないものとみなし、契約は締結しないので、特に留意すること。
- (4) 指名通知の受理後入札までの間に配置できる見込みがないことが判明したときには、入札を辞退する等の措置をとること。

#### 4 市の確認事項等

- (1) 市は、落札者から「配置予定技術者届出書」の提出を受け、他の工事との重複、営業所専任技術者等との兼任状況を確認し、適正配置の可否を確認する。
- (2) 市は、当該工事において、適正な配置技術者であることを確認したときは、その旨を通知する。この場合は、第 3 項第 1 号の規定より、速やかに契約を締結すること。
- (3) 市は、当該工事において配置技術者が適正でないことを確認したときは、その旨を通知する。この場合は、契約を締結しないものであること。
- (4) 前号の規定により、落札したにも関わらず、技術者が配置でないため契約が締結できない場合には、指名停止等の措置が行われること。

#### 5 契約後の留意事項

- (1) 落札者は、前項第 2 号で確認を受けた技術者を当該工事に配置すること。
- (2) 落札者は、契約後速やかに「現場代理人等通知書」を提出すること。
- (3) 落札者は、やむを得ず配置中の技術者を変更する場合には、「配置技術者変更届書」に必要事項を記載の上、原則として技術者の変更を行う 3 日前までに提出すること。ただし、第 2 項第 2 号の規定により、工事現場ごとに専任配置が義務付けられる工事においては、原則として当該技術者の死亡、退職などの理由がある場合に限る。